



報告書

平成30年度民生教育常任委員会管外行政調査及び研修を平成30年5月8日(火)から10日(木)まで実施いたしましたので、その概要を次のとおり報告いたします。

平成30年6月5日

名取市議会 議長 丹野 政喜 様

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂



記

1 期 日 平成30年5月8日(火)～10日(木)

2 視 察 先 (1)兵庫県川西市
(2)大阪府大阪市
(3)兵庫県尼崎市

3 参 加 者 (1)委 員 委 員 長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信
委 員 大久保主計 委 員 菊地 忍
委 員 郷内 良治 委 員 丹野 政喜
(2)執行部 学校教育課指導主事 佐藤 有紀
(3)事務局 係 長 佐藤 恵子

4 行 程 別紙のとおり

5 調査事項 別紙のとおり

平成30年度 民生教育常任委員会管外行政調査行程表

	行 程	宿 泊	視察自治体	調査事項
5月8日 (火)	<p>【集合 午前9時15分 仙台空港2階ANAカウンター前】</p> <p>仙台空港 ANA734 ⇒⇒⇒ 伊丹空港 11:25 ⇒⇒⇒ 岩池駅 11:55 12:00</p> <p>阪急宝塚線 ⇒⇒⇒ 大阪市北区梅田3-3-55 (電話) 06-6342-1111</p> <p>川西能勢口駅 徒歩 12:07 14:00~16:00</p> <p>阪急宝塚線 ⇒⇒⇒ 阪急梅田駅 16:54</p>	<p>ハートンホテル西梅田</p> <p>〒530-0001</p> <p>徒歩 16:26</p>	<p>兵庫県川西市</p> <p>人口 154,633人</p> <p>面積 53.44 km²</p> <p>住所 所 川西市中央町12-1</p> <p>電話 072-740-1250 (事務局)</p>	子どもの人権オンブズパートンについて
5月9日 (水)	<p>ホテル 徒歩 梅田駅 9:36 ⇒⇒⇒ 淀屋橋 9:38</p> <p>大阪メトロ御堂筋線 徒歩 淀屋橋 14:00</p> <p>大阪市北区中之島1丁目3-20 (昼食)</p> <p>大阪市視察 10:00~12:00</p> <p>徒歩 ホテル</p>	<p>徒歩</p> <p>大阪メトロ御堂筋線</p> <p>淀屋橋 ⇒⇒⇒ 梅田駅 14:03</p>	<p>大阪府大阪市</p> <p>人口 2,713,808人</p> <p>面積 225.21 km²</p> <p>住所 所 大阪市北区中之島1丁目3-20</p> <p>電話 06-6208-8694 (事務局)</p>	教育現場におけるLGBTに関する取り組みについて
5月10日 (木)	<p>ホテル 徒歩 阪神梅田駅 9:31 ⇒⇒⇒ 尼崎駅 9:39</p> <p>阪神本線 尼崎駅 13:34 ⇒⇒⇒ 阪神梅田駅 13:42 13:55</p> <p>尼崎市立地域研究史料館 (星食) JAL2209 ⇒⇒⇒ 仙台空港 【解 散】 16:35</p> <p>リムジンバス ⇒⇒⇒ 伊丹空港 14:25 15:25</p>	<p>徒歩</p> <p>阪神本線</p> <p>尼崎駅</p> <p>JAL2209 ⇒⇒⇒ 仙台空港 【解 散】</p>	<p>兵庫県尼崎市</p> <p>人口 450,989人</p> <p>面積 50.72 km²</p> <p>住所 所 尼崎市東七松町1丁目23-1</p> <p>電話 06-6489-6103 (事務局)</p>	歴史資料等の保存活用について
議員等連絡先	<p>①委員長 小野寺美穂 386-6062 ⑥委員 丹野政喜 382-3631</p> <p>②副委員長大友康信 384-3701</p> <p>③委員 大久保主計 382-4602</p> <p>④委員 菊地 忍 386-3024</p> <p>⑤委員 郷内良治 384-7089</p>	<p>執行部随行</p> <p>事務局随行</p>	<p>学校教育課 指導主任 佐藤 有紀</p> <p>庶務係長 佐藤 恵子 (090-1064-7197)</p>	<p>宮城県名取市議会事務局</p> <p>TEL 022-384-2109 FAX: 022-384-9670</p> <p>E-mail gikai@city.natori.miagi.jp</p>

平成 30 年度 民生教育常任委員会管外行政調査及び研修 総括

民生教育常任委員会
委員長 小野寺美穂

- 実 施 期 間 : 平成 30 年 5 月 8 日(火)～10 日(木)
- 調査先・テーマ :
 - 1 兵庫県川西市
「子ども人権オンブズパーソンについて」
 - 2 大阪府大阪市
「教育現場における LGBT の取組について」
 - 3 兵庫県尼崎市
「歴史資料等の保存活用について」

1 「子どもの人権オンブズパーソンについて」

いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む個々の子どもの SOS を受け止め、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998(平成 10)年 12 月、全国で初めて市の条例により創設された公的第三者機関である。

全国的に少子化が進む中、子どもの SOS は逆に顕在化し、深刻さが増している感が否めない。そのような中で、どうすれば現に苦しみ悩んでいる子どもたちの声を聞き、受け止め、解決に向けて尽力できるのかを考える大人が増えることは非常に重要である。その方向性を模索する中にあって、行政として、心理学などを修了した専門の相談員を配置し、日常的に相談しやすい場所を作り、さらに「人権オンブズパーソン」として、大学の有識者や弁護士にその役割を委ね、幾重にも子どもの手助けの手段を講じようとしている点は、見習うべきと感じた。

2 「教育現場における LGBT の取組について」

昨今、テレビでも多く取り上げられるようになったこのテーマについて、まず、理解を深めるということが肝要であると考える。渋谷区などが「パートナーシップ制度」を制定するなど、自治体の動きも出てきている。大阪市淀川区はこの問題についての先進地であり(平成 25 年に全国初の LGBT 宣言を行っている)、教職員向けの LGBT ハンドブックを作成している。日本人の 13 人に 1 人はいると言われている方々への人権保障を名取市でも進めるために学ばせて頂いた。

3 「歴史資料等の保存活用」

公文書は市民の財産であり、その自治体が過去から現在をどう歩んできた、未来に向かってどう進んでいくかを知り、考えるための貴重な資料である。尼崎市では、歴史を専門に学んだ専門職を配置している。また、情報公開や情報発信を中心にして、レファレンスサービスの機能強化に取り組まれていた。歴史の掘り起こしには、ボランティアの役割も大きく、かなり力になっていただいているようである。現在も刻々と過去になっていく。名取市でも歴史を覚えている人たちがいる間に、取組を進める必要があるのではないか。

平成30年度民生教育常任委員会管外行政調査報告書

担当者：丹野 政喜、菊地 忍

日 時：平成30年 5月 8日（火）14：00～16：00
視察先：兵庫県川西市

「子ども人権オブズパーソンについて」

【自治体概要】

人口：154,533人
面積：53.44km²

兵庫県の南東部に位置し、東は府県境を流れる猪名川を挟んで大阪府池田市と箕面市に、西は宝塚市と川辺郡猪名川町、南は伊丹市、北は大阪府豊能郡豊能町に隣接している。

昭和29年8月に川西町、多田村、東谷村が合併して市制を施行して川西市が誕生した。以後、恵まれた自然環境と大阪及び阪神臨海方面への交通至便という好条件に加えて、高度経済成長による人口・産業の大都市集中の影響を受け、大阪経済圏の住宅都市として急激な都市化の進展を見た。特に、昭和40年頃から中・北部地域を中心に始まった大規模住宅団地の開発により、人口急増が著しく、平成15年10月には16万人を突破し、中堅都市として笑顔があふれ、ゆとりとうるおいが実感できるまちづくりを総合的に進めている。

【調査概要】

1 オブズパーソン制度について

（1）制度の趣旨

川西市子どもの人権オブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む個々の子どものSOSを受けとめ、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998（平成10）年12月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関である。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教育委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行う。

（2）条例制定の経緯

1980年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起り、大きな社会問題となっていた。他方、国際的な潮流として、1989（平成2）年11月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994（平成6）年4月に同条約を批准した。これらの状況を踏まえ、川西市教育委員会では1994（平成6）年度末より抜本的ないじめ対策等のあり方について

ての検討・協議を進めてきた。そのなかで、子どもの人権を守るために第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998（平成10）年12月の市議会にて全会一致で可決・制定された。

（3）活動内容

① 相談活動

相談員が電話や面接で受容的に丁寧に話を聞き、子どもが相手や周りのおとななどとの対応を自ら行えるために、子どもをエンパワメントするよう援助する。また、オンブズパーソンが、直接保護者等の相談に応じることもしている。

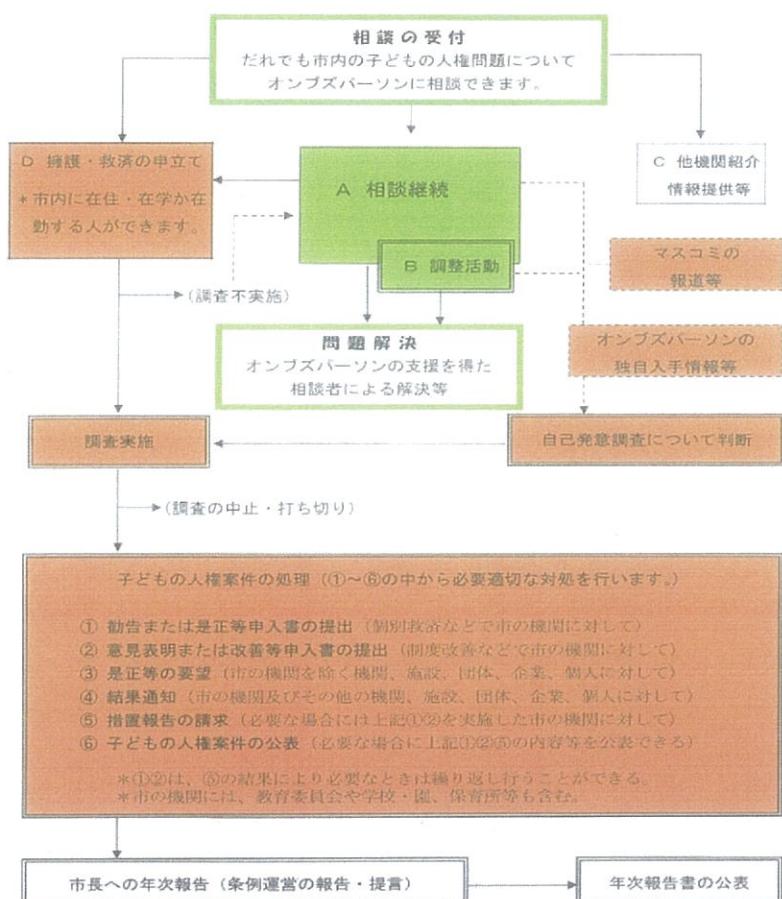
② 調整活動

問題打開や解決に必要な場合で、子どもや保護者等の相談者から了解を得たうえで、学校関係者間の関係調整を図る活動を行う。

③ 調査活動

相談を継続するだけでは問題解決等が困難と思われる場合で、客観的な事実関係の把握のため第三者による調査が必要と考えられるケースなどについて、子どもの擁護救済の「申立て」があった時、オンブズパーソンや相談員が県警機関に対して聞き取りを中心とした調査を実施する。また、オンブズパーソンは独自に入手した情報等から、「自己発意」により調査を実施できる権限も有している。

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



*図中の記号 A ~ D は、p.12 の記号に対応している。

④ 広報・啓発活動

- ・リーフレット・電話カード等の配布（保育所や学校園を通じて、全児童・生徒、教職員に配布）、オンブズ通信配布（小・中学生）、中3卒業生へ配布
 - ・子どもたちの事務局見学（市内小学3年生の市役所見学時）
 - ・事務局で職場体験を受け入れ（中学生のトライやる・ウィーク）
 - ・市内外における地域団体や教職員等対象の人権講演会や研修会等での講師
 - ・年1回のオンブズパーソン「年次活動報告会」の開催
 - ・活動状況などを市広報誌やホームページに掲載
 - ・異年齢の子ども同士が自由に語り合う場、居場所づくりとして「子ども☆ほっとサロン」の開催（月1回土曜日。ほっとサロン通信の発行）
 - ・制度に関する問い合わせや視察などの対応

リーフレット 表面

リーフレット 裏面



カード 表面



カード 裏面

・相談室

- ① 市役所 5階「子どもの人権オンブズパーソン事務局」内の相談室
- ② 子どもオンブズくらぶ（川西能勢口駅前「パルティ川西」4階に相談ルームを開設

(4) 相談・人員体制

- ① オンブズパーソン：3名（非常勤特別職、任期は2年、最長3期6年間）
 - 法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から市長が委嘱
 - 代表オンブズパーソン・・・弁護士（家事・少年事件）
 - 代表代行オンブズパーソン・・・大学准教授（特別支援教育、教育社会学）
 - オンブズパーソン・・・・大学准教授（発達心理学、保育学、法心理学）
 - ・週1回の「研究協議」（ケース会議）を開催、必要に応じ直接相談に入る。
 - ・「申立て」案件に関する調査や調整活動、講座・講演等による啓発活動など
 - ② 調査相談専門員（相談員）：4名（市嘱託職員、週4日勤務 9:50～18:05）
 - オンブズパーソンのアシスタントとして、日常的かつ継続的な活動に従事。
 - 子どもや親からの相談を最初に受け、案件をオンブズパーソンに報告し、相談継続していく。また、調査活動でもオンブズとともに案件を処理していく。うち1名がチーフ相談員として、相談・調査等の関係機関との連絡調整を担当する。
- 相談員の任用条件：次の①または②のいずれかに該当する者
- ① 教育、法律、心理、福祉、社会学に関する大学院修士課程を修了（終了見込み）の者
 - ② 学校教育法に基づく4年制大学を卒業（卒業見込み）の者で、子どもにかかる活動経験が3年以上ある者
 - ③ 調査相談専門員（専門員）：10名（必要時に活動）
 - オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）でオンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動
 - ④ 事務局（行政職）：1名（市民環境部人権推進課 所属職員）
 - オンブズパーソン・相談員がその機能を十分に發揮できるよう、業務の補助や事務局の庶務等を行う。

2 経費について

平成30年度当初予算額

【歳出】子ども人権オンブズパーソン事業 27,656千円

（ただし、事務局職員1名の人物費、相談員の社会保険料は除く）

主な内訳

人件費	・オンブズパーソン報酬（3名）	年額 8,640千円 (月額1人24万円)
	・相談員報酬（非常勤嘱託4名）	年額 13,982千円
	・臨時相談員賃金	年額 1,209千円
	・専門員報償金（14回出務分）	年額 156千円
		合計 23,981千円
需用費（消耗品費・印刷製本費等）		943千円
使用料及び賃借料（相談室借上料等）		1,784千円
負担金、補助金及び交付金（相談室管理費等）		669千円
その他（旅費・役務費等）		273千円
【歳入】文科省からの補助金（補助率1／3以内）		3,720千円

3 実績について

① 2017年次の相談状況

年間ケース数 69件（うち新規ケース55件、継続ケース14件）

年間相談者数 119人

年間相談・調整回数 572回（1ケースあたりの相談・調整回数8.29回）

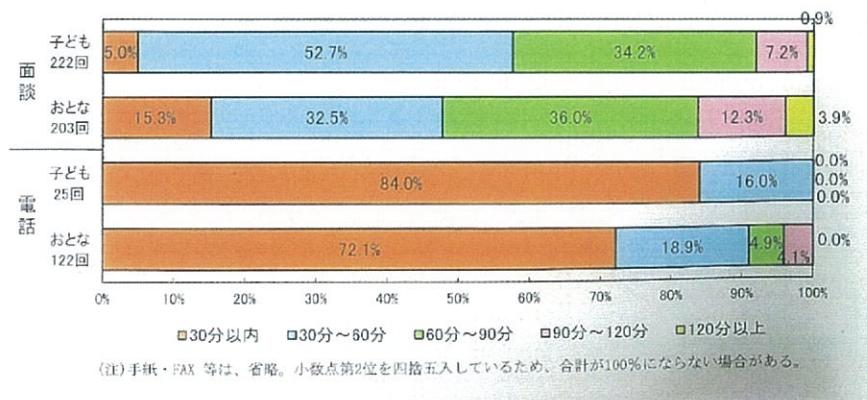
② 相談・調整活動の形態と所用時間

相談方法は、新規ケース55件のうち電話が41件（おとな33件、子ども8件）、

来所が14件（おとな9件、子ども5件）

相談・調整活動の所要時間は表の通り

図III-5 相談・調整活動の所要時間

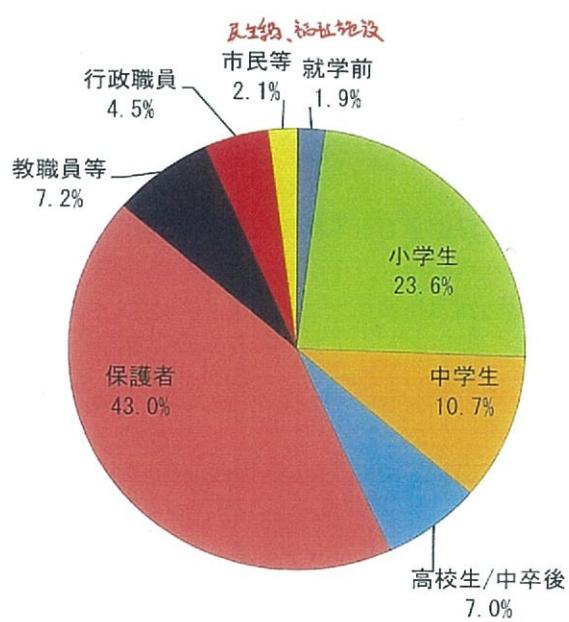


③ 相談者の内訳

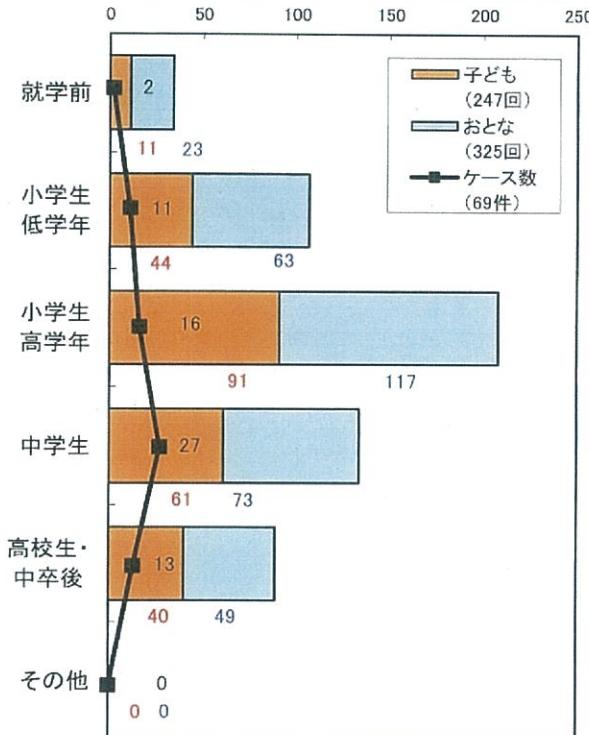
相談・調整回数の内訳をみると、保護者の割合が最も多く（43.0%）、次いで小学生（23.6%）、中学生（10.7%）となっている。

また、学齢別の相談・調整回数を見ると、小学生高学年でケース数に対して相談・調整回数が多くなっている。

図III-6 相談・調整回数の内訳



図III-7 子どもの学齢別ケース数及び相談・調整回数

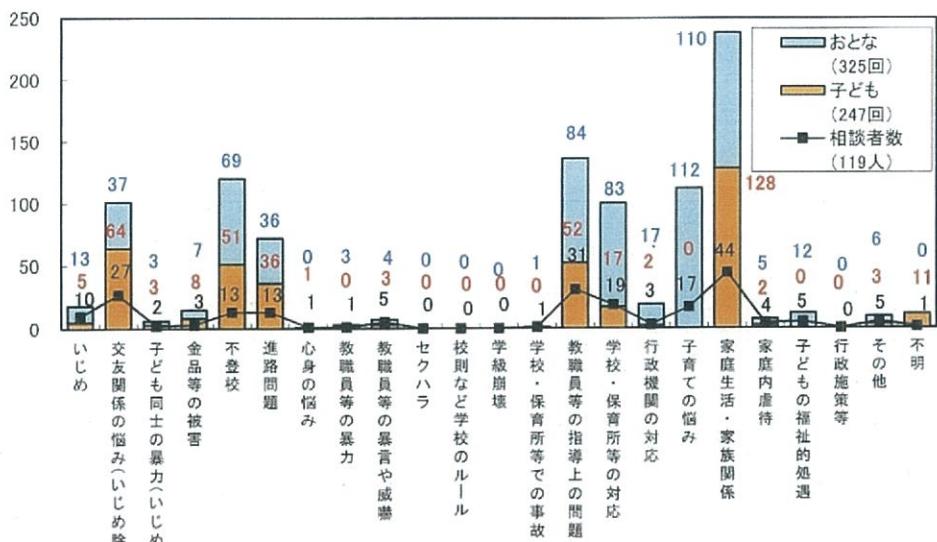


⁴ 「教職員等」には、幼稚園教諭、保育士を含む。

④ 問題となっている事項の内訳

問題となっている事項の内訳についてみると、「家庭生活・家族関係」に関する相談・調整の回数が最も多く（子ども128回、おとな110回）、次いで「教職員等の指導上の問題（子ども52回、おとな84回）、「不登校」（子ども51回、おとな69回）となっている。

図III-8 問題となっている事項の内訳



(注)相談者の「主たる訴え」と「副次的訴え」として挙げられた相談内容をチェックし、合算してグラフにした。

4 今後の課題について

- 市教委・学校におけるオンブズパーソン制度への理解と協力関係の促進
- 「市の機関」以外の機関（県・民間等）の事案にかかる調整・調査活動の円滑化（条例上の課題）
- 幅広い相談受付の時間帯と方法
- 子どもへのオンブズパーソン制度の認知度の向上と利用の促進
- 相談・調整活動などから見えてくる課題に対して、その改善を求めて関係機関等に発信していく。

5 質疑応答

Q：オンブズパーソンの任期を最長3期6年間としている理由は

A：本来の仕事をやりながらお願いしていることもあり過度に負担にならないようにと考えている

Q：相談員の任期は

A：嘱託職員であり1年更新である。長い方で10年やる方もいる

Q：オンブズパーソン制度は近隣に広がっているのか

A：全国に30か所程度であり増えてはいない

Q：1ケースあたりの相談・調整回数が8.29回となっているが人員不足ではないか

A：平成16年度に1名増員し4名体制とした

Q：自己発意の内容は

A：保育所の問題について複数の声をもとに判断して調査を行った

Q：児童相談所とのかかわりはあるのか

A：内容によってはある

Q：義務教育終了後のかかわりはあるのか

A：条例上は18歳未満となっているが、高校（定時制も）に在学中は対象としている

Q：学校とのかかわりは難しくないか

A：最初は警戒されることもあるが実際にかかわると理解される

Q：家庭の問題のケースはどのように解決しているか

A：互いの言い分を聞くなど親子間の調整もしている

Q：教職員に対しオンブズパーソン制度の研修をしているのか

A：最近はしていないが校長会、教頭会等で年次レポートの報告はしている

【考察】

子どもの人権を最大限に尊重し、その人権を守る取り組みとして学校や家庭に任せただけでなく第三者機関として困難を抱えている子どもを救済するために努力されている活動状況を聞くことができ、大変感銘を受けた。また内容によっては市の機関に対し、行為のは正や制度の改善を求めるすることは、相談や調整だけではなく一步踏み込んだ職務として評価したい。一方で今後の課題としてあげられているが、市の機関以外については権限がおよばないため要望にとどまらざるをえない。

本市においてはこのような第三者機関を常設することはハードルが高いと思慮するが、子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益」の実現のため、困難を抱え込まず相談しやすい体制の整備、関係機関の連携強化などできるところから取り組みを進めるべきと感じた。

名取市議会民生教育常任委員会管外行政調査及び研修報告

担当者：小野寺 美穂、大友 康信

日 時

2018年5月9日(火)

場 所

大阪市議会

テー マ

「教育現場における LGBT に関する取組について」

- (1) LGBT 支援の取り組みに至る経緯について
- (2) 教育現場での具体的な取組み内容について
- (3) 成果と課題及び今後の方向性について

説明者

大阪市教育委員会事務局 指導部 人権・国際理解教育担当

主席指導主事 石井 宏享氏

同指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育グループ）

総括指導主事 辰巳 千佳子氏

大阪市淀川区役所 市民協働課

課長代理 辻 博史氏

同市民協働課

担当係長 宇城 大氏

説明資料

- ・淀川区役所における LGBT の取り組みについて
- ・「LGBT」について現状と課題（教育委員会指導部 人権・国際理解教育 G）
- ・淀川区役所 LBGト 支援宣言
- ・淀川区 LBGト 支援事業通信 虹色ニュース
- ・性はグラデーション～学校の安心・安全をどうつくる？どう守る？～
- ・淀川区広報誌 よどマガ！12月号

調査及び研修内容

(1) LBGT 支援の取り組みに至る経緯について

1 この間の情勢

- 平成 15 年 性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律
平成 22 年 文部科学省が通達「性別に違和感のある生徒への配慮」
平成 25 年 文部科学省が「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施
平成 25 年 9 月 淀川区が全国初 LBGT 支援宣言
平成 26 年 6 月 文部科学省 調査結果を公募
平成 27 年 4 月 文部科学省が通知
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」
平成 27 年 12 月 淀川区、都島区、阿倍野区の 3 区が教職員向け LBGT ハンドブックを作成（性はグラデーション）
平成 28 年 4 月 文部科学省 教職員向けリーフレットを配信

2 淀川区役所における LGBT の取り組みについて

平成 24 年 8 月、公募で就任した榎前淀川区長（～平成 29 年 3 月 31 日）は、平成 25 年 3 月に自身が同性愛者であることを公表している（当時）在大阪・神戸米総領事のパトリック・J・リネハン氏と会談し、欧米だけでなく日本でも LGBT で悩み苦しみ、自殺する若者がいることを聞き、LGBT に対する周囲の理解不足と偏見による差別の実態を認識した。

その後、榎前区長は「LGBT は人権問題」であり、人権を守るのは行政の役割であるとの判断から、直ちに区役所職員に対して職員自らが理解者になることを指示すると同時に市民の理解不足を補うために、同年 6 月、淀川区内において同リネハン氏と東京ディズニーリゾートでの同性結婚式が話題になった元宝塚歌劇団の東小雪さんらを招き、LGBT トークセッション「それぞれの愛」を開催した。

トークセッションには多くの区民が参加し、LGBT 当事者の声を直接聴くことで、LGBT 当事者は“より身近な存在”であることを実感した。

参加者からも「行政機関が LGBT を取り扱うことにより私達の存在を見る形にしていただき大変感謝しています」「このような取り組みは今後も続けてほしい」「生きる勇気をもらった」「他の自治体機関にも影響してほしい」などの感想をいただいた。この全国の行政機関で初と思われる「LGBT」をテーマにした取り組みとなるトークセッションの影響は大きく、日本全国からの驚きと感謝の声が数多く寄せられた。

その後も当事者との意見交換会を重ね、平成 25 年 9 月 1 日に「LBGT 支援宣言」を公表した。

(2) 教育現場における具体的な取り組み内容について

1 大阪市としての教職員研修

① 教員研修

平成 23 年度より、教職員地域研修、大阪市人権教育研究協議会等が主催する管理職研修、養護教諭対象の研修を毎年数回行っている。

② 校内研修

独自で、教職員や PTA、地域を対象に研修を実施している学校園もある。学校から講師の紹介の要望があったり、場合によっては指導主事が講師となって研修会に参加したりしている。

③ 各学校の児童生徒への実践（学習）

平成 25 年度では、実践している学校が数校であったが、平成 28 年度は、

小学校：13.4%（総数 290 校） 中学校：31.1%（130 校）

高等学校：30.0%（20 校）

④ 各学校園からの相談

○ 年々、相談件数が増えてきている。

○ 児童生徒についての相談は制服やトイレ、泊行事が中心。文科省の通知をもとに適切な助言を行っている。

○ 判断が難しい事案については、十分に協議し、丁寧な対応を進めている。

○ 児童生徒以外にも、教職員や保護者、教育実習生が当事者の場合の相談もある。

2 淀川区の取り組み（全体）

① LGBT 職員研修

平成 25 年 9 月に全職員への研修の実施

平成 26 年以降は毎年度受講者や再受講希望者を対象に実施。

② 職員名札にレインボーの標記

職員の名札には LGBT への理解者（ALLY=アライ）の証として、全職員の名札にレインボーマークを標記

③ LGBT に対する情報発信

淀川区の広報誌やニュースレターの配架、特設 HP から SNS（facebook や Twitter）の発信

④ レインボー出前講座

市民が LGBT のことを知って頂くために担当職員が講師になり実施

⑤ LGBT 専門電話相談

当事者からの要望が多く実施。公募型プロポーザルで公募し業者委託

*大阪市でも積極的に推進していることから、平成 29 年度で終了

(大阪市人権啓発・相談センターの電話相談を案内)

⑥ コミュニティスペースの提供

当事者の多くから実施の要望。公募型プロポーザルで公募し業務委託

⑦ 教職員向けハンドブック等の作成

淀川区役所、阿倍野区役所、都島区役所の 3 区合同により教職員の方々向けの LGBT ハンドブックを作成。

その他にも啓発ポスターや啓発パネル、「LGBT と医療」に関するリーフレット等を作成。これらすべてを HP 上でダウンロード可能として啓発

⑧ 観察対応

平成 26 年度から平成 29 年度までに 123 団体

⑨ その他

庁舎前や区長室にレインボーフラッグを掲示

「多様な方々がいきいきと暮らせるまち淀川区」の懸垂幕を掲出

(3) 成果と課題及び今後の方向性について

教職員研修・校内研修の充実

保護者・地域理解の促進

カミングアウトしやすい雰囲気作り

各学校園における児童生徒への実践を広め、実践率を高める

各学校園の実態把握を 2 学期に行う予定

関係部局、団体との連携強

考 察

今回調査研修をお願いした自治体は、同和問題を避けて通ることのできない地域である。今回はこの点については触れるることはなかったが、人権課題について特に重くとらえて取り組む姿勢の背景には歴史があると感じた。

大阪市では 16 を超える人権課題があり、そのことに幼小中高すべてを通して、子ども達と共に解決するという根本姿勢がある。

「子どもの理解を深めるためには、体系的に取り組まなくてはならない。表面的にやるだけだと表面的に受け止め、そのことがかえって逆効果になることもある。勿論、そこから理解が始まるということもある。自分の中に様々個性や

アイデンティティがある。人権感覚を寛容にし、その上にこの問題を乗せて行かなければならない。」名取市で取り組みを進めていく上で注視すべき観点である。

この管外調査に出る前のゴールデンウイークに E テレでれいんぼうウィークという特集が組まれ、LGBT に関する興味深い番組が放映された。その中でも取り上げられた渋谷区などで実施されているパートナーシップ制度について大阪市では本年度導入を進めているということであった。しかしその番組では導入を目指していた四国の丸亀市で ある市議会議員が登場し、「そんなことを求めている人がいるのか?」という疑問を呈し、つまり、議会の理解を得られず棚上げになっているということらしい。やはり、まだまだ理解に温度差があるということであろう。

先進地においては、学校で起こる様々な事象にこの LGBT という視点が加わることによって、課題解決の方向性が広がっているとも感じた。

たとえば、同じ不登校でも、実は「制服が嫌だった」などはその視点がなければ、なかなか理由としてくみ取れなかつたのではないか。男子生徒が、スカートをはきたいという悩みを抱えている、しかしそのことそのものは可能だとして、実際着せて登校させられるのか、周りの理解も広げていく積み重ねが必要という、ハードルは高い問題だが、その生徒に寄り添って、どうしたらいいのかと悩んでくれる人がいるというだけでも 悩みを打ち明けられず、一人悩み苦しむのとは雲泥の差ではないだろうか。「完全に誰にも 100% 何も言われないようには出来ないし防げない、でも先生は君を守るよ」その一言が当該生徒の心を救うのではないか。「いいよ」と認めて「はいどうぞ」のような簡単なことではないと言うことだが、それはもっともだと思う。困難を共有する、あるいはできる理解者を増やしていくことが、どのような人権問題においても必須であろう。

具体的な生の声については、提供された資料「性はグラデーション」が必読である。「これだけ早くから先進地として取り組んでいても、なかなか進まない」とも話されたが、アンケート調査なども含めて積極的に取り組んでいるからこそ「進まない」という認識に立つことが出来ると考える。

大阪市、及び淀川区等が取り組んでいる講演会、コミュニティスペースなどを請け負っている団体は、NPO 法人『虹色ダイバーシティ』という団体である。全国的にコーディネーターとしても活躍している。しかし、団体を構成する方々も様々葛藤や苦悩があつての法人立ち上げであったであろうし、現在においても身近な所で困難を抱えているであろうことは想像に難くない。先進地でもなかなか進まないという状況を前進させていくためには、思いを同じくして、ハードルを越えていく自治体を増やしていく事しかないのではないか。小さな一步でも、多くの自治体が歩み始めれば、大きな一步になると信じたい

歴史資料等の保存活用

郷内良治 大久保主計

概要 歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行う公文書館の実情を把握し、本市における適正な公文書管理と、名取市史編纂を含めた史料の収集、保存、活用等の取り組みについて考察することを目的に、兵庫県尼崎市立地域研究史料館の視察研修を行った。

公文書館は、全国の政令市も含めた市区町で見ると36個所で整備されている。図書館は、ほとんどの自治体に整備され、博物館や資料館も多くの自治体に設置されていることに比べると、公文書館または公文書館の機能を有する施設は少なく、その役割についての認知度も高くはない。

尼崎市立地域研究史料館は、古文書や古記録、刊行物や地図・写真といった歴史資料は、地域の歴史を知るうえでかけがえのない文化遺産であり、尼崎市の歴史的公文書は市の諸活動や歴史的事実の記録という市民共有の知的資源と位置づけ、これらの史料を収集・保存し、後世に伝え、広く市民の利用に供する文書館施設であり、大きく①地域文書館 ②地域史文献センター ③地域史研究室の三つの性格を有している。

1. 沿革

尼崎市の人口は451千人。面積50.72km²。尼崎市立地域研究史料館は、1960年代から80年代にかけて、「尼崎市史」(全13巻)の編集過程で、1975年(昭和50)に、市立文書館としては日本で2番目として、尼崎市総合文化センターの7階に設置された。以降、市史編纂と史料館の仕事を並行して続けている。



2. 組織・施設

市長部局の総務局に置かれ、職員構成



は、正規職員 3 人（館長 1、担当者 2）、1 年更新の週 4 日（30 時間）勤務の嘱託員 7 人、臨時職員 1 人。特徴として、正規職員と嘱託職員は史学科大学、大学院等を卒業した専門員である。尼崎市のように専門職を正規職員に位置付けている自治体は非常に少なく、今回説明をしていただいた史料館長の辻川敦氏は、1982 年に配属されてからずっと史料館勤務とのこと。設置経緯や人事配置から、尼崎市の力の入れ具合、取り組みへの本気度が表れている。

施設は狭く、別に廃校になった中学校の体育館を分室（倉庫）として使用している。

3. 事業

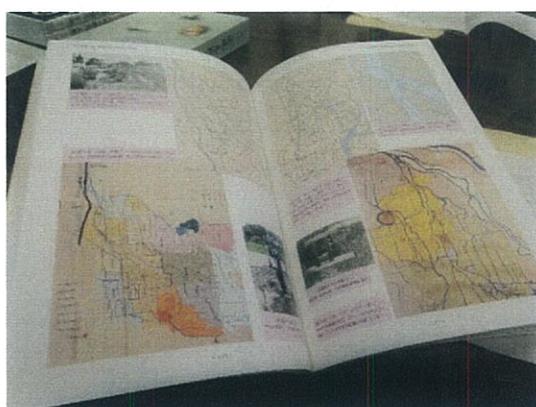
収蔵する史料は、約 30 万点で、公文書館法による歴史的公文書、行政資料が中心である。古文書等も点数が多く、地域の文字、紙史料（写真、地図）等も含まれるが、どこまで広げるかは各自治体の考え方による。尼崎市は、

これらについても、積極的に収集、整理し幅広く公開を行っている。

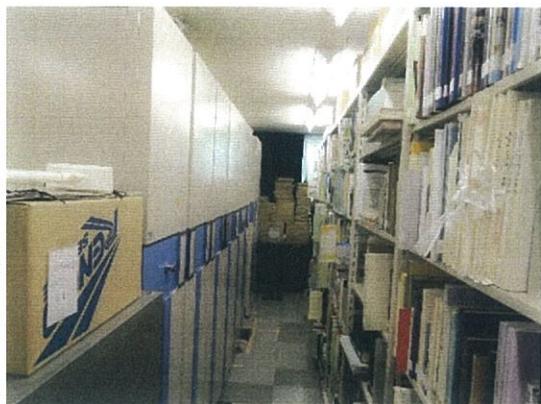
利用者は、統計を取り始めた平成 5 年から比べると倍になっている。この手の施設は一般的には利用者が少ないが、レファレンス・サービスの機能強化に取り組み利用者が増えているとのこと。これは、幅広い史料の収集と、職員の専門性の積み上げ、職員の情報の蓄積と共有化の成果と考えている。



当初の市史は全 13 巻であるが、市制 90 周年記念で、「図説尼崎の歴史」を発行、H28 の市制 100 周年記念では、「たどる調べる尼崎市の歴史」発行している。



また、これらの市史や刊行物を資料として、市史を読む会や、古文書を楽しむ会を開催している。そして、市民のボランティアによる文書整理やデータベース作業の手伝いを頂き、大きな戦力となっている。



歴史講座や市民団体等への出前講座も実施しており、H29年の実績は52件66回と多くなっている。

Webサイトにも力を入れ情報発信に取り組み、利用者の増加につながっている。予算の範囲内で、できるだけ史料のデジタル化を図り様々なコンテンツで公開をしている。

- ①公式Webサイト（ホームページ）
- ②ブログ（アーカイブログ）
- ③公式Facebook
- ④Web版尼崎地域史辞典（apedia）
- ⑤Web版図説尼崎の歴史
- ⑥尼崎藩家臣団データベース（分限）
- ⑦絵はがきデータベース（あまがさきPCD）

4. 公文書管理

地域の歴史的史料や市史編纂事業を得意とするが、公文書館法と公文書管理法を基に、公文書管理についても、歴史的価値を有する文書の選別と保存を毎年行っている。自治体の主体的な取り組みによる公文書の整理と公開を行うことが重要であり、情報公開だけではなく、公文書管理条例についての整備の必要性を感じている。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史協）などの情報交換や研修も参考になるのではないか。



5. 質疑応答

Q 他の施設との棲み分けは？

A 尼崎市では、教育委員会所管の文化財の収集・整理・管理に関する事業と、地域研究史料館の事業を数年後には一つにまとめる構想で、施設建設を予定しているとのこと。図書館でも行政文書を扱うが、歴史的に特化した施設として棲み分けをしている。また、図書館では調べきれない場合は、当施設を紹介していただいている。

Q 写真（資料）の収集はどのようにしているのか？

A 史料館の協力者が増え、仲介者により各地区、各家にある写真や資料が集まってくる。また、地域で写真集などを発行する時に、お互いに協力し、集めた写真（資料）を寄贈してもらうことも多い。

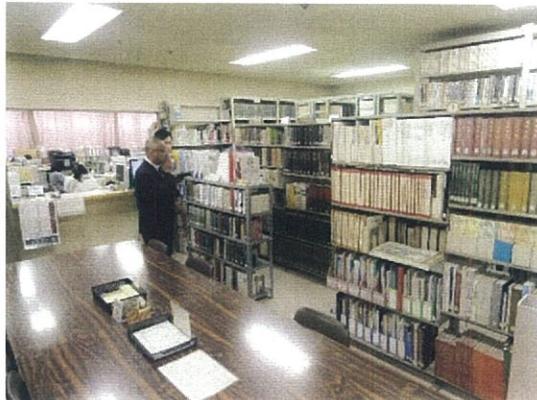
Q ボランティアの方の内訳は？

A シニア世代が多いが、メニューを増やして、Web 上でも情報を発信し、自宅でもできる作業などは若い世代、大学生に近い世代もいる。確実に増えている。

Q 公文書の廃棄、保存の判断は？

A 文書館の職員が行っているが、法的規定の裏づけ、整備が必要だと考える。永年文書の整理にもなり、歴史資料と

情報公開の整理も行い、書庫の整理にもなる。判断基準は経験と専門的見地によるが、組織としての判断基準、意識を持つことも重要と考える。その法的整備が課題である。



6. 考察

名取市においては、歴史的資料として重要な公文書等の適正保存と公開について、現行の文書管理規定と情報公開条例にて対応できるという執行部の考えがある一方で、市史編纂事業を今年度から始めることが示された。

尼崎市をはじめ、公文書館を整備した市レベルの自治体の中には、市史編纂事業における史料の収集と整理、保存の過程において、公文書館の持つ役割を認識して整備した事例がある。

本市においては、昭和 52 年に刊行された「名取市史」に係る資料が活用されず倉庫に眠っていること、また新たな市史編纂作業における史料の収集整理が始まることを考えると、市史編纂事業の取り組みと並行して、その

整理に係る公文書館的な機能を有する施設整備と、集めた貴重な史料を市民の財産として位置図ける法的整備が必要ではないだろうか。東日本大震災の記録を後世にしっかりと伝え、復興に係るまちづくりをどのように取り組んできたのかも含め、貴重な史料の整理と保存、そして公開する仕組みづくりのため、公文書館的な役割、機能を整備する必要がある。また、府内における書庫整理のためにも、永年保存の文書を整理して引き継ぐこと、公文書の廃棄保存等、歴史的な公文書の選別ができる専門的な判断が求められていることも事実である。

本市においては、(仮)歴史民俗資料館の整備も計画されていることや、市史編纂事業が単なる発行事業に終わることなく、苦労して収集整理した写真や地図、古文書、公文書等が、市民全体の財産である認識と、市民との連携による継続的な取り組み、それをリードする専門職の必要性を強く感じ、再認識した視察研修であった。

○参考（視察の様子が載りました。）

尼崎市立地域研究史料館の Facebook
より @AmagasakiMunicipalArchives

宮城県名取市議会議員のみなさんが来館されました。

史料館には、文書館事業や自治体史

編さんの参考にしたいということで、各地の自治体からの視察来館があります。なかにはずいぶん遠方から来られるケースも。



職員視察が多いのですが、今回来られたのは市議会議員のみなさんでした。平成30年5月10日（木）、名取市議会民生教育常任委員会の6人の議員さんが、職員2人とともに来館されました。テーマは「歴史資料等の保存活用について」ということで、歴史的公文書や市史編さん事業との関連性など、事業全般についてご説明しました。

基礎自治体が、市史編さんの成果を継承する文書館施設を設け、専門職を位置付けて配置するケースは、残念ながら国内ではありません多くありません。名取市をはじめ、各地の自治体の今後の取り組みのうえで、尼崎の事例を参考にしていただければと思います。

（文責 大久保）